

住宅セーフティネット制度の推進について

令和4年7月

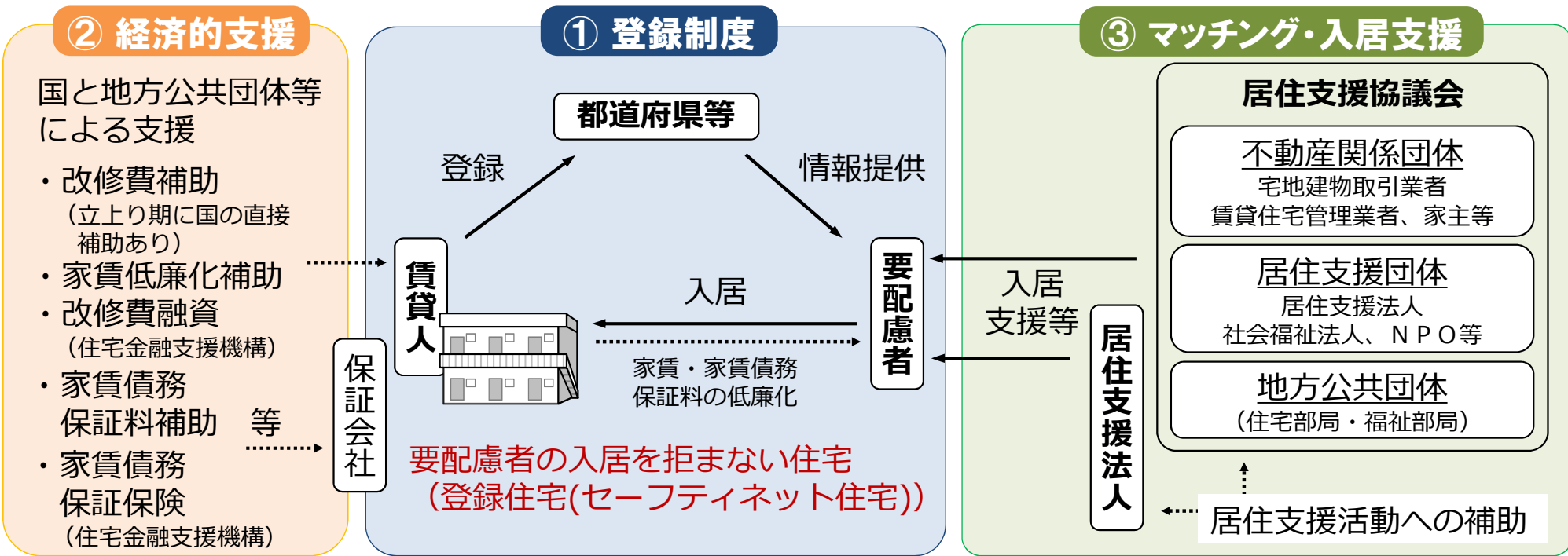
国土交通省 住宅局

住宅セーフティネット制度の概要

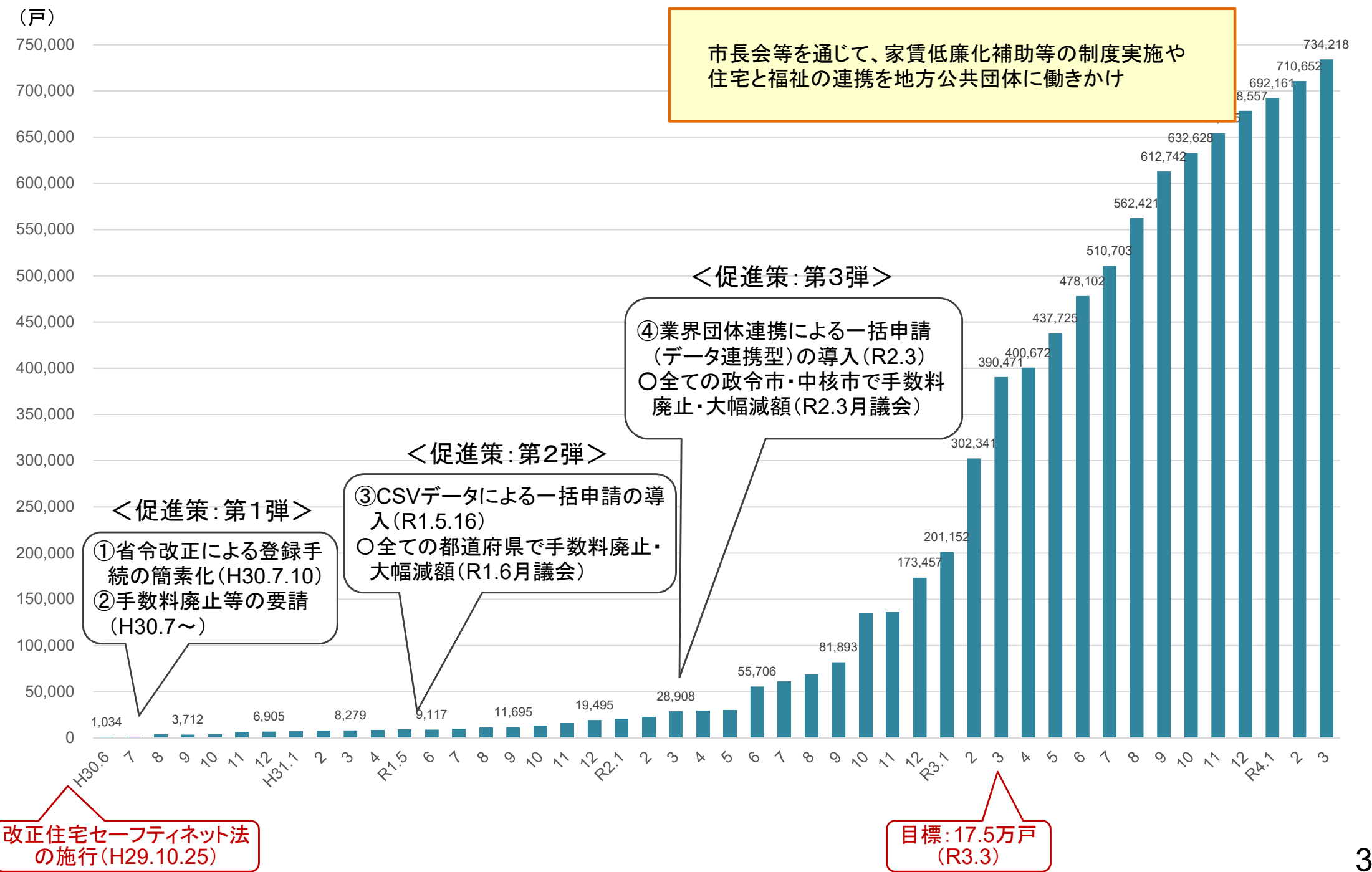
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

- ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援
- ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



セーフティネット登録住宅の登録戸数の月別推移(H30.6~R4.3)※月末時点

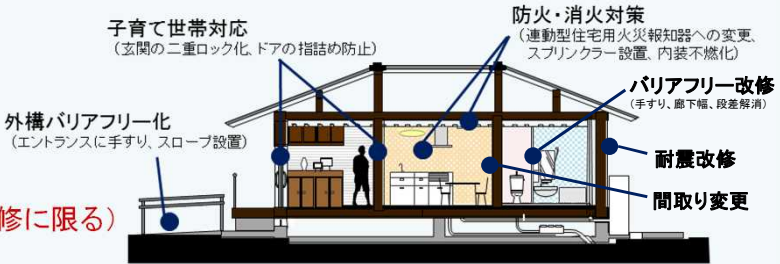


セーフティネット登録住宅(専用住宅)の改修費支援

令和4年度当初予算:スマートウェルネス住宅等推進事業(211.60億円)の内数
社会資本整備総合交付金等の内数

(赤字はR4当初予算における拡充事項)

	国による直接補助 【スマートウェルネス住宅等推進事業の内数】	地方公共団体を通じた補助 【社会資本整備総合交付金等の内数】
事業主体等	大家等	
補助対象 工事等	①共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更 ②バリアフリー改修(外構部分のバリアフリー化を含む) ③防火・消火対策工事 ④子育て世帯対応改修(子育て支援施設の併設を含む) ⑤耐震改修 ⑥「新たな日常」に対応するための工事 ⑦省エネルギー改修(ただし、開口部又は躯体(外壁、屋根・天井または床)に係る断熱改修に限る) ⑧交流スペースを設置する工事 ⑨居住のために最低限必要な改修(発災時に被災者向け住居に活用できるものとして自治体に事前登録等されたものに限る) ⑩専門家によるインスペクションにより、構造、防水等について最低限必要と認められた工事(従前賃貸住宅を除く) ⑪居住支援協議会等が必要と認める改修工事 ※上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)及び居住支援法人がセーフティネット登録住宅を見守り等の居住支援を行う住宅として運営するための必要な改修工事に伴う準備費用(工事期間中の借上げ費用(ただし家賃3か月分を限度とする))も補助対象	
補助率・ 補助限度額	補 助 率 : 国1/3(地方公共団体を通じた補助の場合は国1/3+地方1/3) 国費限度額 : 50万円/戸 ・①②③④⑤⑧を実施する場合、50万円/戸加算 ・②のうちエレベーター設置工事を実施する場合、15万円/戸加算し、車椅子使用者に必要な空間を確保したトイレや浴室等を整備するための工事を行う場合は、補助限度額を100万円/戸加算する。 ・④を実施する場合で、子育て支援施設併設は、1,000万円/施設	
入居対象者	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等 ・低額所得者(月収15.8万円以下) ・被災者世帯 等	・子育て・新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等(月収38.7万円以下) ・低額所得者(月収15.8万円以下) ・被災者世帯 等
家賃	・公営住宅に準じた家賃の額以下であること。 (入居者の家賃の額の要件は、収入分位が40%を超え50%以下の場合の家賃算定基礎額を用いて設定する。)	・近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しない額であること。
その他主な要件	・⑦を実施する場合、既にセーフティネット専用住宅として登録を受けているものも補助対象とする。 ・賃貸住宅供給促進計画を策定している自治体管内のセーフティネット登録住宅であること。	



<対象改修工事のイメージ(例)>

セーフティネット登録住宅の家賃低廉化支援等

赤字はR3補正予算における拡充事項
住替え補助はR4当初予算における拡充事項

	家賃低廉化に係る補助	家賃債務保証料等の低廉化に係る補助	セーフティネット登録住宅への住替えに係る補助	
事業主体	大家等	家賃債務保証会社、保険会社等	居住支援法人、居住支援協議会等	
対象	原則月収15.8万円(収入分位25%)以下の世帯 (被災者等:月収21.4万円以下) 子育て世帯、新婚世帯 :月収21.4万円以下 (収入分位40%以下) 多子世帯 :月収25.9万円以下 (収入分位50%以下)	月収15.8万円以下の世帯 子育て世帯、新婚世帯 :月収21.4万円以下 多子世帯 :月収25.9万円以下	①-1 災害リスクの高い区域(土砂災害特別警戒区域、災害危険区域(建築物の建築の禁止が定められた区域内に限る))からの住替え ①-2 原形復旧を前提としない流域治水型の復旧事業を行う地域内の災害危険区域又は浸水被害防止区域からの住替え	②低廉な家賃のセーフティネット登録住宅への住替え ※ただし、家賃が下がる場合に限る
			月収15.8万円以下の世帯 (①-2の場合は、かつ被災者)	月収15.8万円以下の世帯
対象住宅	専用住宅	専用住宅	登録住宅	専用住宅
低廉化の対象	家賃	家賃債務保証料、孤独死・残置物に係る保険料	セーフティネット登録住宅への住替え費用	
補助率	国1/2+ 地方1/2 等	国1/2+ 地方1/2	国1/2+ 地方1/2	
国費限度額	2万円/戸・月 等 国費総額 240万円/戸	3万円/戸・年	5万円/戸	
支援期間	管理開始から原則10年以内 ※ 月収15.8万円を超える子育て世帯等については最大6年間、新婚世帯については最大3年間		(セーフティネット登録住宅への住替え時)	

UR賃貸住宅におけるセーフティネット登録住宅(専用住宅)運用開始について

1. 背景・目的

- 住まいに困窮する方への支援については、これまで公営住宅の供給や住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット登録住宅）の登録制度等により取り組んできたところ。
- 地域における住宅セーフティネットの裾野を広げるため、住宅確保要配慮者に対する家賃低廉化補助の対象住宅として、従来の民間賃貸住宅及び公社住宅に加えて、UR賃貸住宅ストックを新たに活用可能とする。

2. 制度の概要

- UR賃貸住宅を活用したセーフティネット登録住宅（専用住宅）における家賃低廉化補助を実施する。
- 地方公共団体からの要請に基づき、UR都市機構において、家賃低廉化補助を行うセーフティネット登録住宅（専用住宅）を登録し、国と地公体による家賃減額措置を実施。（補助率：国1/2、地方1/2）

3. 対象住宅・対象入居者

[対象住宅]

- 登録基準（規模、構造、設備等）に適合
- 家賃低廉化補助を実施する専用住宅が対象
- 対象団地・住戸等は地公体とURの協議により決定

[入居者要件]

- 各地公体が補助要綱等で定める世帯
（例）・入居世帯の所得が月額15.8万円以下
・ひとり親など子育て世帯、障がい者世帯、高齢者世帯 等

※その他UR賃貸住宅の申込資格（家賃額に応じた一定の収入要件等）を満たす必要あり

4. 家賃減額措置

[減額幅] ・各地公体が補助要綱等で定める入居者負担額まで減額

[補助額] ・契約家賃（近傍同種）と入居者負担額との差額を賃貸人（UR）に対して補助

・最大4万円/月（国2万円/月、地方2万円/月） 【補助金の流れ】国→地公体→UR

・管理開始から原則10年以内等

居住支援協議会・居住支援法人の概要

居住支援協議会の概要

○ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会を設立

(1) 設立状況 114協議会が設立（令和4年3月31日時点）
○ 都道府県（全都道府県） / 市区町（72市区町）

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・会議での協議、情報交換
- ・不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・住宅相談事業、物件の紹介
- ・家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介 等



居住支援法人の概要

○ 住宅確保要配慮者の居住支援に係る担い手として、都道府県が指定

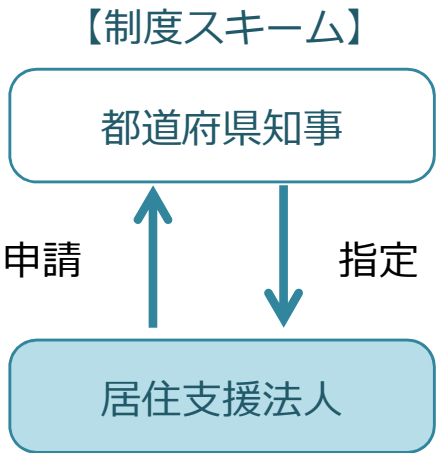
(1) 指定状況 551法人が指定（令和4年3月31日時点）

(2) 居住支援法人の行う業務

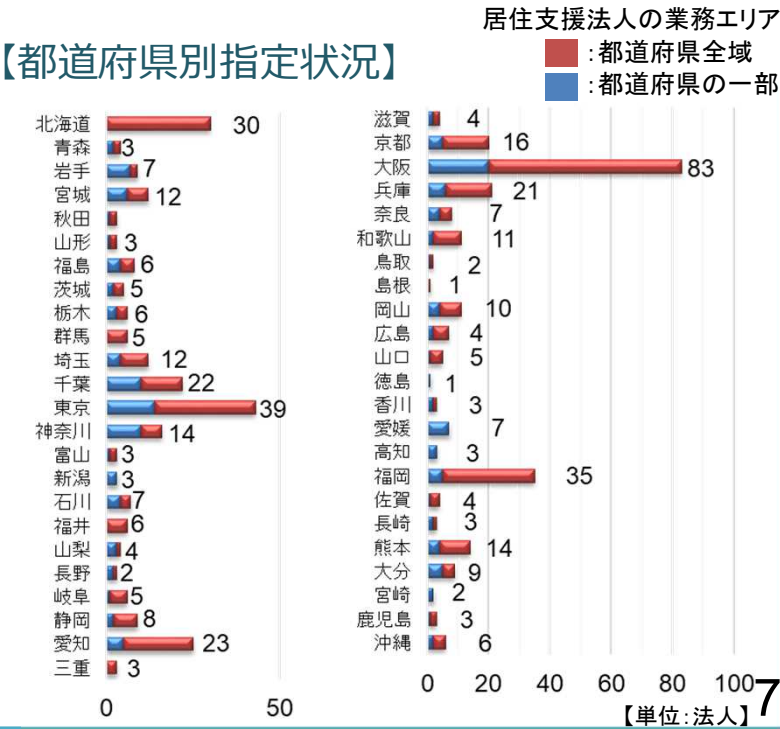
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

(3) 居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社



【都道府県別指定状況】



居住支援協議会の設立目標

居住支援協議会の設立状況

114協議会が設立（R4年3月31日時点）

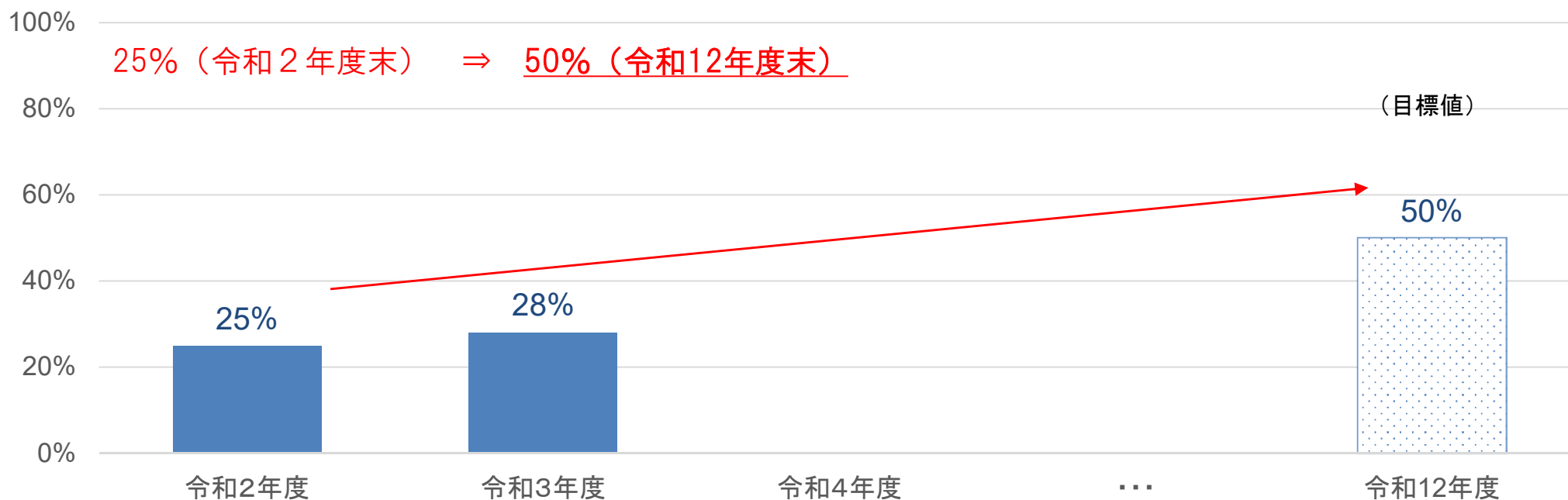
○都道府県（全都道府県）

○区市町（72区市町）

札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、立川市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、相模原市、藤沢市、座間市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、豊田市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、摂津市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、徳島県東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、中間市、大牟田市、うきは市、直轄地区（直方市・宮若市・鞍手町・小竹町）、久留米市、熊本市、合志市、とくのしま（徳之島町・天城町・伊仙町）

居住支援協議会を設立する市区町村による人口カバー率

【住生活基本計画(全国計画) 令和3年3月19日】



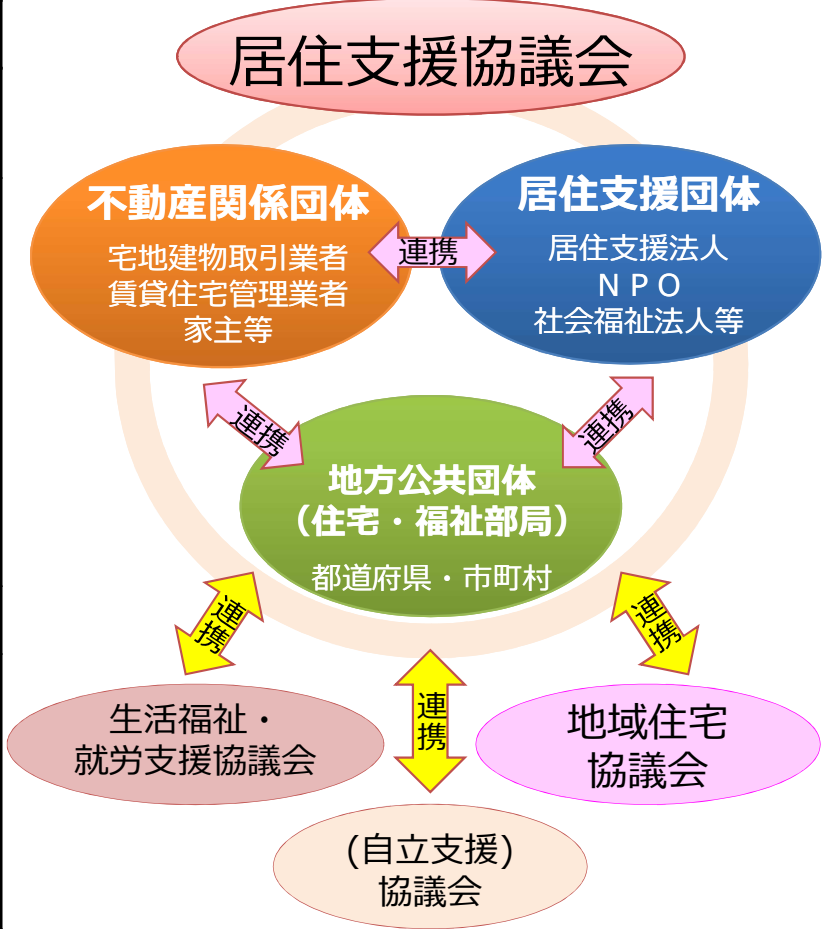
(出典): 平成27年 総務省「国勢調査」

居住支援協議会等への活動支援

令和4年度当初予算：
共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(11.05億円)の内数
令和3年度補正予算：1億円

居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して支援を行う（事業期間：令和2年度～令和6年度）

	居住支援協議会等活動支援事業
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等
補助対象事業	① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等） ② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等） ③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等） ④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及） ⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み ⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等
補助率・補助限度額	定額 10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動を行う場合、孤独・孤立対策としての見守り等を行う場合、空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営を行う場合、 アウトリーチ型による入居支援を行う場合または入居後支援を実施する団体との連携を行う場合 は 12,000千円/協議会等 ）



居住支援協議会

- ・ 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・ 設立状況；114協議会(全都道府県・72市区町)が設立(R4.3.31時点)

居住支援法人

- ・ 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人(公益社団法人・財団法人を含む)、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
- ・ 設立状況；512者(47都道府県)が指定(R4.3.31時点)

居住支援の促進に関する取組一覧(令和4年度)

財政支援

～持続可能なビジネスモデルへの転換を目指す～

■居住支援協議会等補助事業

- 居住支援協議会、居住支援法人等が行う居住支援活動を対象に国が必要な費用を補助

情報支援

■居住支援全国サミットの開催

- 平成24年度より厚生労働省と共催にて毎年開催
- 国における施策や全国の先進的な取組みについて情報提供

■居住支援研修会、居住支援法人リーダー研修会

- 居住支援法人や自治体を対象に、国における施策や各団体の取組事例を交えた研修会を実施
- 各地域におけるリーダー人材の育成を目的に研修会を実施

■居住支援協議会設立・活性化の手引き

- 居住支援協議会設立の設立に向けた手引きを作成
- HP等を通じて、各自治体へ紹介

■居住支援協議会設立事例ビデオ

- 居住支援協議会の設立意義・ノウハウ～具体的な取組等を紹介するビデオ教材を作成予定
- 作成したビデオ教材はHP等において公開予定

■居住支援メールマガジン

- 居住支援に役立つ情報を定期的に配信（約2,000アドレス）

伴走支援・個別支援

～「顔の見える関係」で住宅と福祉の垣根を取り払う～

■居住支援協議会伴走支援プロジェクト

- 協議会の設立や活性化に意欲のある自治体等を対象にハズオン支援を実施（R2：3自治体、R3：9自治体）
- R4年度は2都道府県・4市区町村を採択予定

■都道府県や市区町村による取組への個別支援

- 自治体・地方支分局の相談・要請に応じて、個別に支援

■居住支援法人アドバイス事業

- 指定を受けようとする居住支援法人等を対象にハズオン支援を実施（R3：5団体）

自治体支援・連携

～各団体の有する活動のノウハウや課題を共有～

■地域別の居住支援会議の開催

- R3年度は、自治体・居住支援協議会・居住支援法人・関係団体等を交えて、都道府県単位で居住支援体制を検討する意見交換会の開催を支援
- R4年度は、伴走支援プロジェクトの支援対象を拡充し、引き続き都道府県単位での居住支援体制の検討を支援

■住まい支援の連携強化のための連絡協議会

- 厚生労働省、国土交通省、法務省の関係部局及び各関係団体による情報共有・協議を行う協議会を開催
- 地方ブロック単位でも地方厚生局、地方整備局、地方更生保護委員会等が連携して、情報交換やヒアリング等を実施

地方支分部局における三省連携 (令和4年3月現在)

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを養育する家庭、刑余者等のうち、生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向けて、**地方厚生局と地方整備局、地方更生保護委員会が連携**して、情報交換やヒアリング等を行うことにより地方公共団体等への支援に取り組む。

■各地方支分部局間の連携会議

地域の実情を踏まえた、よりきめ細やかな居住支援を実施するため、地方厚生局と地方整備局、地方更生保護委員会が連携して、居住支援協議会の体制構築や運営にあたってのハードルの洗い出し、先進事例・関連事例の紹介・意見交換等を図る。

- 東北地方整備局⇔東北厚生局 ⇔ 東北地方更生保護委員会 ⇔ 仙台矯正管区
- 関東地方整備局 ⇔ 関東信越厚生局
- 中部・北陸地方整備局 ⇔ 東海北陸厚生局
⇔ 中部地方更生保護委員会・名古屋矯正管区
- 近畿地方整備局 ⇔ 近畿厚生局 ⇔ 大阪矯正管区・近畿地方更生保護委員会
- 中国地方整備局 ⇔ 中国四国厚生局 ⇔ 中国地方更生保護委員会・広島矯正管区
- 四国地方整備局 ⇔ 四国厚生支局 ⇔ 法務部局
- 九州地方整備局・沖縄総合事務局 ⇔ 九州厚生局 ⇔ 九州地方更生保護委員会
- 沖縄総合事務局 ⇔ 那覇保護観察所

■居住支援関連会議への共同参加等

<令和3年度の主な実績>

- ・北海道居住支援協議会
【北海道開発局、北海道厚生局、北海道地方更生保護委員会、札幌矯正管区】
- ・岡山県居住支援協議会研修会
【中国地方整備局、中国四国厚生局、中国地方更生保護委員会、広島矯正管区】
- ・山口県居住支援協議会
【中国地方整備局、中国四国厚生局、中国地方更生保護委員会、広島矯正管区】
- ・高知県居住支援協議会
【四国地方整備局、四国厚生支局、法務部局】
- ・うきは市居住支援協議会
【九州地方整備局、九州厚生局】

■各地方支分部局開催会議への相互参加事例

<令和3年度の主な実績>

- ・居住支援に係る3省連携意見交換会
【整備局主催：東北】
- ・東北ブロック居住支援連絡会議
【整備局・厚生局共催：東北】
- ・まちづくり・住まいづくりに関する建政部セミナー
【整備局主催：関東】
- ・近畿ブロック居住支援セミナー
【厚生局主催：近畿】
- ・近畿地域包括ケア等推進関係省庁連絡会
【厚生局主催：近畿】
- ・令和3年度 地域包括ケア市町村職員等セミナー
【厚生局主催：中部】
- ・地域包括ケアシステム初任者セミナー
【厚生局・県主催：中国】
- ・四国管内地域包括ケア等推進関係省庁連絡会
【厚生局主催：四国】
- ・四国厚生支局管内若年性認知症担当者連絡会議
【厚生支局主催：四国】
- ・第5回九州厚生局地域共生セミナー
【厚生局主催：九州・沖縄】

■市区町村への個別訪問等

地方整備局・地方厚生局が連携して、希望する市町村に伺い、地域のすまいづくりの課題についての意見交換・情報交換や、居住支援協議会等へのヒアリングを実施。

- 北海道開発局 ⇒ 札幌市に実施
- 東北地方整備局、東北厚生局 ⇒ 横手市に実施
- 関東地方整備局、関東信越厚生局 ⇒ 7市、1村、5区に実施
- 北陸地方整備局、中部地方整備局、東海北陸厚生局 ⇒ 13市に実施
- 中国地方整備局、中国四国厚生局 ⇒ 2市に実施
- 九州地方整備局、九州厚生局
⇒ 4市1町と意見交換（政策クラフトルーム（H30年度））
⇒ 2県3市1町と意見交換（政策クラフトルーム（R元年度））

住まい支援における課題の把握に関するワーキンググループ

○住宅確保要配慮者の居住支援については、国土交通省、厚生労働省及び法務省において、それぞれ支援策等を講じているものの、未だ住宅確保が容易ではない状況があることから、住宅分野と福祉分野との連携強化など、住宅確保要配慮者が円滑に住まいを確保できる環境の整備に向けて、住まいの支援における課題を把握・共有することを目的として、住まい支援の連携強化のための連絡協議会の下にワーキンググループを設置。

構成員

<厚生労働省>

社会・援護局 総務課
保護課 保護事業室
地域福祉課 生活困窮者自立支援室
障害保健福祉部 障害福祉課
老健局 高齢者支援課
子ども家庭局 家庭福祉課

<国土交通省>

住宅局 住宅総合整備課
安心居住推進課

<法務省>

保護局 更生保護振興課 地域連携・社会復帰支援室

<自治体>

大牟田市
座間市

開催概要

○令和4年4月以降、月1回程度の開催を予定 ※全6回程度

○構成員の実践報告を踏まえ、住まいの支援における課題について協議

○各回毎に主たるテーマを設定。想定テーマは下記のとおり

「生活困窮者」「高齢者・障害者」「ひとり親・ケアリーバー」「自治体」「刑務所出所者等」「不動産事業者」

<福祉関係>

全国社会福祉協議会
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
全国児童養護施設協議会
全国母子寡婦福祉団体協議会
一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
一般財団法人 高齢者住宅財団

<住宅・不動産関係>

一般社団法人 全国居住支援法人協議会
公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会
公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会
公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
公益社団法人 全日本不動産協会

<矯正・保護関係>

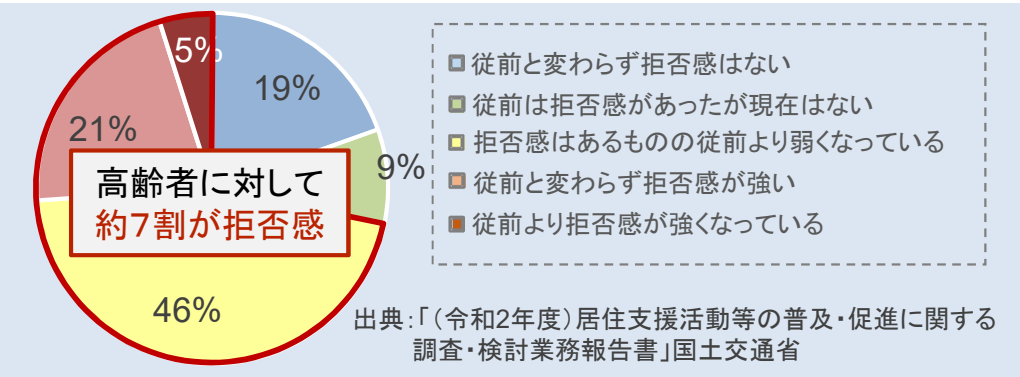
更生保護法人 全国更生保護法人連盟
認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

高齢者の民間賃貸住宅入居円滑化に向けた環境整備

背景

- 高齢者世帯の更なる増加が見込まれるなか、高齢者に対する賃貸人の入居拒否感は強い。
- 賃借人の死亡後、賃借権と居室内に残された家財(残置物)の所有権が相続人に相続されるため、相続人の有無や所在が分からない場合、賃貸借契約の解除や残置物の処理が困難になることが一つの要因となっている。
- 特に単身高齢者の居住の安定確保を図るため、このような残置物の処理等に対する賃貸人の不安感を払拭する必要がある。

<高齢者(60歳以上)に対する賃貸人の入居拒否感>



残置物の処理等に関するモデル契約条項を公表(令和3年6月7日)

- 国土交通省及び法務省において、賃借人の死亡後に契約関係及び残置物を円滑に処理できるように、賃貸人と受任者との間で締結する①賃貸借契約の解除、②残置物の処理に関する条項からなる委任契約書のひな形を策定。

- ①賃貸借契約の解除に関する条項・・・受任者に対し、賃借人の死亡後に賃貸借契約を解除する代理権を授与 等
- ②残置物の処理に関する条項・・・受任者に対し、賃借人の死亡後に残置物の廃棄や指定先へ送付する事務を委任 等



<想定される受任者> 以下のいずれか。(賃貸人は賃借人と利益相反の関係にあるため、受任者とすることは避けるべき。)

- ・賃借人の推定相続人
- ・居住支援法人、管理業者等の第三者(推定相続人を受任者とするのが困難な場合)

<想定される利用場面> 単身高齢者(原則として60歳以上)が賃借人である場合

(注) 今回策定した委任契約書をこの場面以外で使用した場合は、民法や消費者契約法に違反し、無効となるおそれがある。

【モデル契約条項の普及に向けた取組】

- ・国土交通省の補助事業で実施するセミナー(web上でアーカイブ動画も公開)や関係団体・居住支援協議会等が開催するセミナーで周知
- ・本条項を活用して他分野の事業者が連携するモデル的な取組に対する支援を行う

現状・課題

- 不動産取引に当たって、取引対象の不動産で生じた人の死について、適切な調査や告知に係る判断基準がない。



円滑な流通、安心できる取引の阻害

- 判断基準がないことで、所有する物件で死亡事故等が生じた場合に、全て事故物件として取り扱われるのではないかとの所有者の懸念。



特に単身高齢者の入居が困難

検討の経緯

- 人の死が生じた不動産の取引に際しての宅建業者の判断基準となるガイドラインを策定するため、「不動産取引に係る心理的瑕疵に関する検討会」(座長・中城康彦 明海大学不動産学部長)を開催し、ガイドラインの方向性・内容について議論。

- ・令和2年2月 第1回検討会開催
- ・令和3年4月 第6回検討会開催
- ・令和3年5月～6月 パブリックコメントを実施(計218件)
- ・令和3年9月 第7回検討会開催
- ・令和3年10月8日 ガイドラインを公表

住まい支援における課題の把握に関するワーキンググループ設置概要

1. 提案者

国土交通省、厚生労働省及び法務省

2. 設置目的

住宅確保要配慮者の居住支援については、国土交通省、厚生労働省及び法務省において、それぞれ法令及び予算等による支援策を講じているものの、未だ住宅確保が容易ではない状況がある。

住宅分野と福祉分野との連携強化など、住宅確保要配慮者が円滑に住まいを確保できる環境の整備に向けて、住まいの支援における課題を把握・共有することを目的とする。

3. 活動内容

住まいの支援の現場における取組やそこから見えてきた具体的な課題（他職種との連携上の課題、住宅ストックに関する課題（公営住宅、ＳＮ住宅など）、入居に係る契約上の課題、入居後の生活支援の課題など）について、各団体からの実践的な報告を受けて、構成員による意見交換を実施し、住まいの支援における課題の把握・共有を図ることとする。

4. 構成員

住まい支援の連携協議会を構成する団体により構成することとする。ただし、設置目的や活動内容を鑑みて、適宜追加することとする。

<関係省庁>

厚生労働省 社会・援護局 保護課、地域福祉課 生活困窮者自立支援室、
障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課、
子ども家庭局家庭福祉課

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課、安心居住推進課

法務省 保護局 更生保護振興課 地域連携・社会復帰支援室

<構成団体>

全国社会福祉協議会

一般社団法人 全国居住支援法人協議会

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

一般財団法人 高齢者住宅財団
特定非営利活動法人 日本相談支援専門協会
全国母子寡婦福祉団体協議会
全国児童養護施設協議会
一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会
更生保護法人 全国更生保護法人連盟
認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構
公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会
公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会
公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
公益社団法人 全日本不動産協会

5. 進め方

- ・各回で主たるテーマを設定し、それぞれのテーマの関係団体から取組や課題について報告を実施。各回ごとに3団体からの報告を想定する。
- ・各回は関係団体からの報告及び意見交換を実施することとし、120分程度を想定する。
- ・ワーキンググループは月1回程度開催することとし、全5回程度を想定する。
- ・報告団体以外の出席は任意とする。

6. 事務局

ワーキンググループの事務は、国土交通省住宅局安心居住推進課にて処理する。

以 上